平成２３年（フ）第３６８３号
大阪市住之江区御崎１丁目７番12号　ラフィーネ御崎206
債務者　藤井　　武
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７０３号
大阪市都島区都島南通１丁目３番26号　奥村第２ハイツ２Ｄ号
債務者　中川沙織こと　朴　　沙織(旧姓森川)
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７１０号
大阪市浪速区大国３丁目７番９―519号
債務者　金　　明子
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７７１号
大阪府門真市三ツ島980番地の９
債務者　中村伊都子
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７８４号
大阪府豊中市桜の町３丁目16番３―206号
債務者　鵜川　保彦
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８７０号
大阪市住之江区南港東１丁目６番２―1027号
債務者　黒岩　　優
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９０９号
大阪府八尾市安中町８丁目６番16―503号
債務者　藤坂　里子
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９１０号
大阪府高槻市柱本新町１番Ｂ12―302号
債務者　佐々木規文
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９１５号
大阪府豊中市利倉東２丁目４番16号
債務者　松本こと　浪花　洋子（旧姓酒井）
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９１６号
大阪府枚方市星丘３丁目５番10―406号
債務者　久保田好子
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９１８号
大阪府豊中市利倉東１丁目１番４―218号
債務者　舛田　浩司
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９１９号
大阪府茨木市宿川原町８番28号
債務者　市来原末子
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９２７号
大阪府豊中市浜１丁目24番25―307号
債務者　中畑　耕次
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９２９号
大阪市住吉区大領３丁目２番36号　障害者医療リハビリテーションセンター、前住所大阪市都島区毛馬町２丁目11番40―206号
債務者　長山　太一
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９３２号
大阪府枚方市大峰南町33番20号
債務者　南　　美都（旧姓中西）
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９３３号
大阪府高槻市萩之庄５丁目20番４―114号
債務者　西嶋　良人
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６号
広島県三次市南畑敷町491番地７
債務者　西村　妙美（旧姓吉村）
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２３年（フ）第３４号
広島県安芸高田市吉田町吉田3901番地１、前住所広島県三次市三次町601番地１　寺戸アパートＢ棟18号室
債務者　若村真由美
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
広島地方裁判所三次支部